

ターにおける主な実施中案件」の受注コンサルタントは、本件に応募することができない。

(2) 必要予防接種：現地滞在期間が4週間を超える予定のため、出入国に際してWHO様式の予防接種証明書が必要（予防接種等に係る費用はその他原価に含まれています）。

6. 業務の背景

パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という。）では、ピーク時電力需要の20%以上が不足しており、工場の操業や商業活動に必要な電力が十分に供給されないため、年間GDPが2~3%押し下げられていると推測されている。深刻な電力不足を引き起こす最大の要因は、適切な電力料金設定が行われていないことや、低い料金徴収率、高い送配電ロス等により、各電力会社の収入が不足し、配電会社は送電会社に、送電会社は発電会社に、発電会社は燃料供給会社にそれぞれ債務を抱えるという構造的問題である。結果的に発電会社が資金不足により石油等の燃料を十分に調達できないため、発電所の設備稼働率が低下し、電力不足が生じている。

また、パキスタン政府は、電気料金を低く抑えるため補助金を交付しており（2013/14年度までの11年間では累計約1.7兆ルピー（約170億ドル）、これは財政上の大きな負担となっている。加えて、財政の逼迫により補助金の支払遅延や未払いが発生し、各電力会社の収入が減る結果、発電量が更に低下し、停電等による経済への悪影響が増大している。

上記の課題を踏まえ、JICAは、世界銀行及びアジア開発銀行と共に、円借款「電力セクター改革プログラム（第一期及び第二期）」及び関連する有償勘定技術支援「最適電源・送電開発計画策定支援プロジェクト」、「省エネルギー普及促進専門家」等を通じ、パキスタン政府の電力セクターにおける政策制度改革を支援してきた。しかし、依然として電力セクターの健全化に向けた課題は多く、これまでの改革成果を維持すると共に、更なる改革実施に向けたパキスタン政府の取り組みを支援する必要がある。また、電力セクター改革の円滑な進展は、JICAがパキスタンにおいて実施している他の電力セクター案件の効果発現にとっても重要である。

このような背景の下、本業務では、パキスタンの電力セクターに係る情報収集を行うとともに、世界銀行及びアジア開発銀行等と協働しながら、政策改善、計画推進や助言・指導を行い、ひいては電力セクター改革の実施促進を図ることを目的とする。

【関連する主な案件】

- ・ 円借款「電力セクター改革プログラム」（2014年6月L/A調印）（実施済）
- ・ 円借款「電力セクター改革プログラム（II）」（2016年2月L/A調印）（実施済）
- ・ 有償勘定技術支援「最適電源・送電開発計画策定支援プロジェクト」（実施中）
- ・ 有償勘定技術支援「省エネルギー制度構築促進専門家」（実施済）
- ・ 有償勘定技術支援「省エネルギー普及促進専門家」（実施中）
- ・ 有償勘定技術支援「建築分野省エネルギー制度構築促進のための情報収集・確認調査」（実施済）

【その他電力セクターにおける主な実施中案件】

- ・ 円借款「パンジャブ州送電網拡充事業（I）」
- ・ 円借款「全国基幹送電網拡充事業」
- ・ 無償資金協力「送変電設備維持管理研修所強化計画」

7. 業務の内容

本業務従事者は、電力セクター改革に係る以下の業務を行う。

(1) 国内準備期間

- ① JICA南アジア部と協議を行い、本調査の目的・趣旨、現地業務行程等を確認する。
- ② パキスタンの電力セクターの現状、課題を把握する。
- ③ 6. に記載の【関連する主な案件】及びパキスタンの主な他ドナー電力案件の概要・実施体制等について把握する。
- ④ パキスタンにおける電力セクター改革の背景及びこれまでの進捗を確認・把握する。
- ⑤ 上記①~④の業務に基づき、ワークプラン（英文）を作成し、JICA南アジア部へ提出する。

(2) 現地派遣期間

- ① 現地業務開始時にJICA南アジア部及びJICAパキスタン事務所に対しワークプラン或いはワークプランの修正案を提出し、業務計画の確認を行う。
 - ② 現地調査にて、必要に応じ世界銀行及びアジア開発銀行とも協働しながら、以下の業務を行う。
 - 電力セクター改革の進捗に係る情報収集
 - ・ 「電力セクター改革プログラム（第一期及び第二期）」における政策アクションのうち、継続的に実施されるべきものについて実施状況の確認
 - ・ 第三期（アジア開発銀行が実施予定）及びそれ以降の電力セクター改革プログラムにおける政策アクションの達成状況や達成に向けた課題、及び政策アクションの見直し検討状況の確認・分析
 - ・ その他、電力に関する政府補助金、料金制度、国営電力関係会社の民営化、電力自由化、国営電力関係会社のパフォーマンス向上、電源開発の最適化等、電力セクターにおける各種改革事項の進捗に係る情報収集及び課題の分析
 - 確認・収集した情報及び課題分析結果に基づく、水利電力省及び石油天然資源省をはじめとするパキスタン政府の電力セクター関連機関に対する政策提言（課題解決に係る方策、長期的なセクター改革の方向性等）及び助言・指導の実施
 - 電力セクターにおける他ドナー（世界銀行、アジア開発銀行、米国国際開発庁等）の支援に係る情報収集（ドナー会合の対応等を含む）並びにJICA案件との調整及び連携可能性に係る提案
 - 電力セクターにおけるJICA案件（特に6. に記載の【関連する主な案件】のうち実施中案件）の効果発現を妨げ得る課題の抽出、及び課題解決に向けた国営送電会社をはじめとするパキスタン側実施機関等に対する助言・指導
 - 電力セクターにおける新規案件形成に係る情報収集及び助言
 - その他、JICA南アジア部またはJICAパキスタン事務所が電力セクターに関連する依頼した事項
 - ③ 現地調査完了に際し、現地業務成果を取りまとめた現地業務結果報告書を作成し、JICAパキスタン事務所に提出する。
 - ④ 上記③の業務に基づき、実施機関等及びJICAパキスタン事務所に対し業務の成果、助言等を報告する。
- (3) 国内作業期間
- ① 現地業務結果報告書に基づき、JICA南アジア部に報告を行う。
 - ② 事業の進捗状況段階に応じ、適宜ワークプランの見直しを行う。
- (4) 帰国後整理期間
- ① 現地業務結果報告書に基づき、JICA南アジア部に報告を行う。
 - ② 第1～4次派遣の業務成果を取りまとめた専門家業務完了報告書を作成し、JICA南アジア部に提出・報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（全体及び第1次～第4次派遣）
英文2部（JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所）
- (2) 現地業務結果報告書（第1次～第4次派遣）
英文2部（JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所）
- (3) 専門家業務完了報告書
和文2部（JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所）
なお、上記報告書等の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。
また、契約履行期間中は業務従事月報を作成し、JICA南アジア部に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、東京⇒バンコク⇒イスラマバード⇒バンコク⇒東京を標準とします。

(2) 一般管理費等の上限加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとはいえない地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとします。（イスラマバード市・アボダバード市を含むパキスタン全土における現地業務及び国内作業全体に係る一般管理費等について加算可とします。）

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

プロポーザルにて現地業務日程（案）を提案してください。現地派遣期間は2016年7月上旬～8月上旬、9月、11月中旬～12月中旬、2017年1月下旬～2月下旬の上限4回の派遣を予定していますが、協議による変更も可能です。また、現地の治安状況、世界銀行及びアジア開発銀行との調整結果、及び電力セクター改革の進捗等により、派遣の期間短縮、延期、中止の可能性がります。

② 現地での業務体制

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。また、現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載してください。現地での調査実施に当たっては在パキスタン・イスラム共和国日本国大使館（必要に応じて、在カラチ日本領事館）、JICAパキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、同事務所とは常時連絡が取れる体制とし、パキスタン国内での安全対策については同事務所の指示に従ってください。現地でのサイト視察実施に際しては、同事務所を通じた業務行程（案）の了承をパキスタン政府から得るとともに、実施機関スタッフや場合によっては治安当局による同行等のアレンジを行うこととします。

③ 便宜供与内容

JICAパキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり（初回派遣時のみ）

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAパキスタン事務所が必要に応じてアレンジします（但し、2回目以降の渡航については原則として渡航者自らが日程調整を行うこととします）。

カ) 執務スペースの提供

他ドナー等との打ち合わせ時にはJICAパキスタン事務所の会議室を使用可能

(2) 参考資料

一部の「関連する主な案件」に係る資料はJICAホームページにて閲覧可能です。

■ ご参照

・ 「プロジェクト・案件一覧」 http://www.jica.go.jp/activities/project_list/

- ・「電力セクター改革プログラム」

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView/948311E1A5D8CB2D49257CF6001FB937?OpenDocument>

- ・「電力セクター改革プログラム（II）」

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView/7B2E14F27EF2193C49257F71000DE603?OpenDocument>

- ・「最適電源・送電開発計画策定支援プロジェクト」

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView/7768B1639B7498FF49257CEE0079D73F?OpenDocument>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務においてコンサルタント選定書類作成支援や、技術評価への支援に携わった案件については、応募することができないものとします。
- ③ 不正腐敗の防止本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

以上